

提案提出元	SES WORLD SKIES
-------	-----------------

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>SES WORLD SKIES は、総務省が3-4GHz 周波数帯において第四世代移動通信サービスに適用されることのある、周波数オークションの原則について示した論点に関するペーパーにコメントする機会を歓迎します。</p> <p>SES WORLD SKIES は、New Skies Satellites B.V.とSES Americom, Inc.という2 の衛星事業者による統合された事業の名称です。両社は、ルクセンブルグで上場されているSES S.A.の完全かつ間接的な子会社です。SES WORLD SKIES は現在28 の静止衛星群を運用しており、世界中で多様な衛星通信サービスを提供しています。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1及び2	<p>オークションは衛星サービスのために周波数を配分するメカニズムとして適切なものではありません。多くの国は衛星用周波数をオークションにかけておらず、またかけるべきでない多くの理由があります。</p> <p>第一に、オークションにより周波数を効率的に配分するためには、オークションの対象である「権利」を十分に定義する必要があります。一般的に地上系サービスの周波数オークションについては、全国又は国内の適切に定義された地域を対象とする排他的権利をオークションによって付与することができます。</p> <p>しかし、衛星サービスの「権利」についてこれは当てはまりません。一国の衛星の周波数に対する権利は他国の主管庁との調整に服する国際的な優先権制度から生じます。したがって、オークションの価格を決定する上で周波数をどのような電力レベルで、どの地域について使用できるかを事前に明確に決定することはできません。このため、衛星用周波数のオークションは価格においても、周波数資源の分配においても効率的な結果をもたらしません。</p> <p>第二に、衛星サービスは国際的な性格をもつため、周波</p>

		<p>数オークションに相当ではありません。米国を例にとりますと、国際衛星サービスの周波数オークションは明示的に禁止されています(ORBIT Act)。特にC バンドを使用する衛星は、複数の国をカバーする、広い地域的電波ビームを発射します。日本が衛星用周波数をオークションするとしても、他国はオークションしない(現在のところ多くの国はオークションしていません。)ので、日本の衛星事業者は、周波数対価を支払わない他国の衛星事業者との間で競争的に不利な立場に置かれます。</p> <p>更にまた、日本が衛星用周波数をオークションし、他国が同様にオークションするとしますと、衛星事業者(日本の事業者であるかないかを問わず)は、複数の国においてサービスを提供するために同一の周波数について何度も対価を支払う必要が生じます。そうなりますと衛星事業者には支えきれない負担となり、多くの事業者が業務を廃止する可能性が生じます。また、国際的な通信の貿易が阻害され、オークションが事実上の貿易障壁となります。</p>
	3	<p>総務省がC バンドの周波数を、衛星サービスを保護する透明かつ適切なルールなく第4 世代移動通信サービスにオークションするのであれば、オークション収入を、衛星利用者を他の周波数に移し、又は必要な緩和措置(シールドイング等)をとるための費用にあてるべきです。</p>
	4	<p>上記のとおり、総務省は周波数オークションを地上系サービスに限定するべきです。</p> <p>この点で、SES WORLD SKIES は日本が3600-4200MHz帯(Cバンド)の周波数を地上系の第4 世代移動通信サービスのためにオークションすることを検討中と承知しています。ご存知のようにC バンドの割当は固定衛星サービス(FSS)との共用(co-primary)ベースとなっています。</p> <p>SES WORLD SKIES は、第4 世代移動通信サービスのためにCバンド周波数をオークションする前に、C バンド</p>

を使用するFSS を保護するための透明かつ適切なルールが設定されるべきと考えます。

C バンド周波数を使用する衛星は日本に対し、国際電気通信、衛星ニュース収集、ビデオ提供及び配信を含む多くの重要なサービスを提供しています。日本の顧客は継続的にC バンドの一時利用サービスを利用しています。また、日本でC バンド周波数は、地上及び海上移動衛星サービス(MSS)の提供のためのフィーダー回線としても利用されています。

これらの C バンド衛星サービスは、天災(例えば最近の日本における悲劇的地震と津波)が移動通信網や海外と日本を結ぶ海底ケーブルに打撃を与えて地上系通信に障害をもたらすような場合に特に重要です。地上系通信網が停止した場合、衛星通信は、しばしば救援や家族同士の連絡のための通信を確保する上で第一義的かつ最速の手段です。

このような理由から、C バンドでの第4 世代移動通信サービスは、重要な衛星通信を共用のため保護する適切かつ透明なルールが定められるまで導入されるべきではありません。2007 年と2010 年のITU の研究(注1)によれば、同一バンドでFSS 地球局を移動サービスから保護するためにはかなりの距離を置く必要があることを示しています。C バンドを受信する地球局は宇宙からのシグナルを受信するように設計されており、地上からの混信に極めて弱いのです。

ある国においては、FSS 地球局を保護するための隔離距離として20 キロメートル(ガードバンド付きの隣接バンドを運用する場合)から150 キロメートル以上(共有周波数の場合)を置くべきとしています。(注2)このようなサイズの隔離距離を置くとすれば日本において第4 世代移動通信でC バンドを使用する可能性は限定されることとなります。SES WORLD SKIES は、総務省に対し、FSS

		<p>と移動用局との間で適切かつ透明な共有ルールを導入するための協議を別途お願いいたします。SESWORLD SKIES は、このため喜んで協力し情報をご提供するつもりです。</p> <p>(注 1) Report ITU-R M.2109 (2007), Report ITU-R S.2199 (2010)</p> <p>(注2) Report ITU-R S.2199, at Annex D</p>
	5	<p>上記のとおり、SES WORLD SKIES は、オークションは衛星サービス用周波数を割り当てるためのメカニズムとして適当でないと考えます。そのため、地上系サービスのための制度設計についてはコメントはありません。SES WORLD SKIES としては、オークションのベスト・プラクティスを導入し、よくある問題点を回避するため、国際的な経験を考慮されるよう要望します。</p>
	6	<p>SES WORLD SKIES は、地上系サービス用周波数の二次取引について特にコメントはありません。なお、衛星については卸売り及びリセールの市場が発展しています。</p>
	7	<p>SES WORLD SKIES は、電波利用料制度との関係についてコメントはありません。ただし、一般的に免許人は1回を超えて周波数のための支払を求められるべきではないと考えます。</p>
	8	<p>SES WORLD SKIES は、オークションで落札した周波数と免許制度との関係についてコメントはありません。</p>
	9	<p>SES WORLD SKIES は、地上系サービスにおける周波数オークションへの外国資本の参加についてコメントはありません。ただし、一般的に外国資本の参加の制限は極めて資本集約的な通信セクターにおいて資本へのアクセスを制約することにつながると考えます。</p>
3. その他 (留意事項や情報提供など)		